

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、また、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の地域公共交通の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を岩国市今津町一丁目14番51号岩国市役所庁舎内に置く。

(所掌事項)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、岩国市副市長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、委員の互選によりこれを選任する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を会議に出席させることができるものとし、当該代理の者の出席により、当該委員が出席したものとみなす。この場合において、代理の者の氏名等をあらかじめ会長に報告しなければならない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、非公開で行うことができる。

(協議結果の尊重)

第9条 委員は、協議会において協議が整った事項について、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する第4条に規定する事項について協議又は調整するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計及び会計年度)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正しようとするときは、会議において3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、岩国市交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年1月30日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の選任については、その任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

別表（第5条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	岩国市副市長
法第6条第2項第2号	いわくにバス株式会社
	防長交通株式会社
	錦川鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	一般社団法人山口県タクシー協会
	岩国柱島海運株式会社
	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	山口県岩国土木建築事務所
	石見交通株式会社
	第一交通株式会社
法第6条第2項第3号	山口県岩国警察署
法第6条第2項第4号	岩国市自治会連合会
	由宇地区自治会連合会
	玖珂地域自治会連合会
	本郷町自治会連合会
	周東町自治会連合会
	錦町自治会連合会
	美川自治会連合会
	美和地域自治会連合会
	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
オブザーバー	国土交通省中国運輸局鉄道部計画課
	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
	岩国市都市開発部都市計画課
	岩国市建設部道路課
	学識経験者